

議案第 3 号

東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 5 年 3 月 23 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正に伴い、東広島市個人情報保護条例（平成 13 年東広島市条例第 6 号）が廃止され、東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年東広島市条例第 5 号）が制定されたことに伴う所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属

する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 20 年東広島市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 13 号中「東広島市個人情報保護条例（平成 13 年東広島市条例第 6 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）新旧対照表

新	旧
第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。 (1)～(12) （略） (13) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> 及び東広島市情報公開条例（平成15年東広島市条例第31号）の規定により教育委員会の権限に属させられた事項に関すること。 (14) （略）	第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。 (1)～(12) （略） (13) <u>東広島市個人情報保護条例（平成13年東広島市条例第6号）</u>及び東広島市情報公開条例（平成15年東広島市条例第31号）の規定により教育委員会の権限に属させられた事項に関すること。 (14) （略）